

底魚一本釣り漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底魚一本釣り漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上20トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

別表

許可等をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
49	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ部の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ部の区域にある者であること。
5	鹿児島県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。
2	熊本県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が熊本県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が熊本県の区域にある者であること。
2	宮崎県に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和8年2月10日から同年3月10日までとする。